

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第9号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金5万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年8月23日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年6月22日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、平成22年7月21日午前8時59分ころより前までに、東京都港区芝大門一丁目12番15号に本店を置き、密封装置類、工業用ゴム製品の製造・販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されているNOK株式会社（以下「NOK」という。）の社員として勤務していたBから、Bがその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの会計期間の当期純利益について、平成22年5月13日に公表された直近の予想値148億円に比較して、同社が新たに算出した同期の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同社が新たに算出した当期純利益の予想値が217億円として公表された同年7月30日午後3時より前の同月21日午前9時2分ころから同月29日午後1時23分ころまでの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、NOKの株式合計900株を買付価額合計130万6900円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法175条1項2号、166条3項、1項1号、2項3号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令51条3号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条1項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券

の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(1,516 円×900 株)

－ (1,427 円×100 株+1,431 円×100 株+1,436 円×100 株

+1,449 円×300 株+1,476 円×300 株)

= 57,500 円

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。